

京都帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

第四回
九月十五號發行

東亞經濟叢論

第壹卷 第參號

昭和十六年九月

上海に於ける金融機構……………	經濟學博士 小島昌太郎
中晚唐時代に於ける燉煌地方 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞
支那古代經濟史概觀……………	經濟學士 穗積文雄
支那國家銀行の統制力……………	經濟學士 德永清行
西歐思想に於ける東洋社會論の意義……………	經濟學士 島恭彦
滿洲に於ける特殊會社の再組織問題……………	經濟學士 山本安次郎
滿洲貿易構成の變化……………	經濟學士 岡倉伯士
ハウスホーファアの東亞文化政策……………	經濟學士 出口勇藏
買辦發生の社會的根據……………	經濟學士 鈴木總一郎
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
北京回教徒の職業……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

支那國家銀行の統制力

——特に幣制改革の前後を重點として——

德 永 清 行

一 地盤と機構

支那の中央銀行は名稱の上ではそれに該當せし存在を既に前清末期より求め得、且中央銀行制度に關する補強乃至改組についての提案も數々提出されたものがある。これ等を通觀すれば前清末期より民國初期におけるものは中央銀行の設立に重要性を認めてはゐるが、當時の幣制改革を繞つて支那政府の政治的能力に危懼の念を懷いたものである。國民政府南北統一の頃よりは中央銀行についての建議は、固より支那の金融圓滑、通貨安定の政策には背後に政府の強大なる政治的支持を要求してはゐるが、他面組織そのものについて整備の急務を説く意向も強化されたものの如くである。これを系統的に大別せば、清末、民初の頃にあつてはかかる建策は外國人の手になるもの多く、新幣制改革の前後よりは支那側の意向として論議されたもの次第に多きを加ふるに至つた。もつとも金融貨幣については他の革新的工作と同様に終始一貫して外國勢力が伴つたものである。いはばその前半期の未實現には支那側において外國側支配を排除せんとした氣構えがあり、外國側の態度も支那側の混亂に便乗したるままの推移であつた。後半期これが若干の實施を見たる頃には外國勢力を排除して獨自的に實現

に邁進したといふよりは外國側の金融貨幣上に有せし支配力を導入受諾の側面が浮上つて来る。外國側の提案によれば幣制改革乃至金融組織改善は支那の政治的脆弱を以てこれが實施斷行せんとするにおいては、外國側の協力的指導乃至援助を必要條件とするにおいて可能と見たものである。果して爾後における經過に徴して幣制改革の斷行並に中央銀行の改組を實行せしめんとし更に實施に着手したる頃は、その基礎的地盤の構築に一顧を拂ふと共にその依存勢力の分析に留意を必要とする。

固より金融通貨の側面においても刷新されたる事象は看取し得るのである。民國十七年（一九二八年）以降の動向は支那としては政治的にも經濟的にも面目を一新せんと努めたものであり、事實その實績も上りつつあつたことは承認し得る所である。それは全面的に外國勢力の影響によるものと見るべきか支那独自の擡頭力に俟ちしものを多とするか。更にその何れによりしとしても、改革乃至改組に實効を伴はしめ得るだけの先決條件が熟成してゐたものであつたか否かは一應明瞭にして置かなければならない。

前提條件を暫く措いて形態を備えしめることが、實績を促進せしめることもあり得る。併し形式が實際から遊離してしまふ虞も多分に伏在する。清末から民初にかけての中央銀行的存在は名稱の上ではそれに該當し得るものがあつたけれども、中央金融機關たるべきものは嚴密には諸般の機能において單一なる銀行としての職分以上には出てゐない。強て言葉を使へば「國家の銀行」(state bank) はあつたとしても「銀行の銀行」(the banker's bank) とはなり得ず、況や「國民の銀行」(nation's bank) の職能を有したのではなく、所謂中央銀行による統制力は極めて不完全なものであつた。組織が業績を伴ひ得ざるにおいては前者をして後者を誘導せしむるために

組織自體の強化もあり、又後者をして前者へ推進せしむるために附帶施設の補整もある。

支那國民の性情として人事の聯關が偏重され制度の發達を阻碍したるは通弊として指示された所ではあるが、これは新しき經濟機構、新しき社會組織との並行において、その矯正は可能であり、この角度においては革新的な制度の確立を支那においては不可能とするものではない。¹⁾ 清末、民初の頃においても中央銀行制度への要請は當時の政治、經濟の實勢から餘りに懸隔ありし結果に終始したものはあるが、要請自體を全面的に架空の議論として葬り得べきものではなかつた。清末以降は民族自覺の現れとして、革新工作の一面としての分野を持つたものであり、かかる傾向に發するものはたとひ失敗に終りしと雖も、爾後の方策如何によりては明日の建設への準備として漸進的に地盤構築の意義を持たしめ得べき先驅的存在であつたと云ひ得る。殊に中央銀行制度の如きはその職分、政策は時勢と共に變化はするが、先進國において實施された試験済みの機能に倣ふものでもあるから、中央銀行制度強化方策の見透しも可能であり、これが直接的地盤をなす金融機構における補整方法もその過程が豫見し得られる。されば過去において支那中央銀行對策として採られた所はそれ自體において誤謬なりとする失策ではなく、これが奏効の如何は條件充足の程度にかかつたものであり、その進度によつて左右されたものである。従て當初の中央銀行案は條件の考慮に缺けし所あり、ために中央銀行はたとひ建設されたとしても名目的存在以上に出で難かつた憾が多分に存する。

民國十七年の南北統一完成より以降は中央銀行制度についても本格的な現れがあり、殊に民國二十四年の幣制改革斷行の前後を繞つては中央銀行改組への措置も具體化に接近し、更にこれが實現を可能ならしめし先決條件

1) 作田博士、支那國民經濟の特質、支那研究 PP. 104—105。
崔曉岑、中央銀行論、P. 257。

が漸進的乍ら具體的に充足されつつあつたことについて以下の如き検討を試みる。

二 廢兩改元の役割

支那の貨幣本位は銀にありと稱せられたけれども、所謂廢兩改元の斷行以前にあつては、銀元は銀兩に兼用された程度以上には出づるを得なかつた。

元單位は、元、分 (dollar, cent) である。西班牙、墨西哥銀元の流入以後、銀元の流通は漸次擴大したものであり、支那側鑄造は廣東にあつて先づ倣造した事に始まつた。銀元は名義上國幣であつて、造幣廠の鑄造にかかり、人民の私鑄を許さざるを原則としたが、支那銀元にも種別があり、外國銀元數種も混淆してゐた。

兩單位は兩、錢、分、釐 (tael, mace, candareen, cash) である。銀兩は昔では一兩銀幣の如きもあつたが、一種の虚銀となり、虚本位となつて、交易、記帳の標準として使用せられた。これが實質價值の依據したるは銀錠 (sycee) であつた。銀兩にも庫平兩、海關兩、曹平兩、或は上海兩、廣東兩、天津兩等の如き夫々の地方兩の類別があり、支那通貨の複雑性を加重してゐたものである。^{1) 2)}

従て銀本位制としての確立乃至金爲替本位制への移行の如きにおいても、貨幣統一を企て、集中管理を圖るには銀元、銀兩についての措置を必要としなければならぬのであつて、ここに廢兩改元は支那の幣制改革の第一歩として要求されたるに既に淺からざる経過を持つてゐたのである。銀元は必ず造幣廠の鑄造たることを前提とし、銀兩は全國的に廢止さるべき方策に俟つの機運は既に早くより醸成され來つたものであつた。

2) K. Kann, The Currency of China, 1192, P. 60—63.

3) 上海兩も曹平兩の一種である。地方兩の複雑については H. B. Morse の記述がある。C. F. Remer, Readings In Economics For China, 1926, PP. 324—325.

元來、廢兩改元の歴史は古いものである。評量貨幣たる銀兩と定量貨幣たる銀元との對立は既に明の萬曆頃から始まり、殊にその論議は清朝末期における幣制改革提唱の頃より喧しく、幾度か繰返された経過を持つたが、汕頭の局部的成功の外は悉く失敗に終つたと傳へられる。

凡そ廢兩改元として奏效せしむるためには前提條件があるわけであり、過去の廢兩改元への動きはその先決問題を未解決のまま進行したものであつた。従てこれが實現性には困難が伏在したものであつたが、民國二十二年（一九三三年）の廢兩改元の成功のために拂はれた準備工作の若干は漸次に充され來つたものであつたと云ひ得るのである。

廢兩改元への前提條件として先づ銀元による統一についての能否の技術的條件如何がある。民國三年北京政府が公布せし「國幣條例」は價格の單位を圓としたものであつた。⁴⁾ 政府は廢兩並に用元の舉に出で、雑多な銀元は統一すべく乗出したものであつたが、その目的は一朝にしては達成されなかつた。爾後廢兩改元の必要は各方面で認められてはゐたものの、これが進展は遅々たるものであつた。國幣に依る徵稅計劃も沙汰止みとなり、銀元と銀兩の併用計劃も實現しなかつた。この頃の措置にして留意さるべきは上海造幣分廠設立の決議についての民國八年上海銀行公會より財政部及び江蘇省長に對する請願である。⁵⁾ 上海は支那金融の中心にして、民國八年の頃は通貨の需要が旺盛であつた。墨西哥の本位は改正され、爾後同國銀貨の輸入漸減し、支那側の舊幣は新幣に改鑄が行はれるために回收され、然も世界戦争後、銀價高翔して、銀貨の熔毀さるるもの巨額に達した。ついでには南京造幣廠の上海移轉の計劃よりも、寧ろ一廠を分立して創設せんとの輿論が擡頭したものであつた。

4) 兩は元來重量測定の基準なれども、併せて貨幣の單位であつた。E. Kann, *ibid.* P. 59.

5) M. Araki, *Report on the Currency System of China, 1931*, P. 7. C. F. Remer, *ibid.* PP. 323—324.

民國九年十二月第一次銀行公會聯合會議決の建議案中、幣制確立に關する一項において左の一節がある。

「近聞す、天津總廠全廠を以て外款の擔保とし銅元を專鑄し、並に銅元兌換券發行の説あり。不可解甚し。目前の小利を圖つて國家の大法を壞す、勢必ず至つて以て幣制整理の權これを外人に奪はれるの外なし。政府に請願するは兌換券制度の設定、銅元停鑄の迅速、銀幣、輔幣鑄造辦法の制定、並に上海造幣廠の急設なり。以て鑄造權の集中を謀り、然る後幣制の改革望むを得べし。」

大勢は上海造幣廠の設立を促進し、銀兩を廢止し銀元の統一を圖らんとするにあつたが、國庫に餘裕なく然も素りに外貨を以てせば國權の喪失を齎すの虞があつた。ここにおいて金融業者を迎へて銀團即ち借款團を組織せしめ政府の借款に應ぜしめんとした。かくて十年三月銀團と財政部との間に「上海造幣廠借款契約」を締結することになつた。

民國十七年南京政府は經濟會議において十八年七月一日を以て廢兩改元の實施時期となしたるも實行の運びに至らなかつた。又十九年工商部駐滬辦事處は金融専門家を召集して銀價救済辦法を議せしめて居り、政府は十九年七月一日を以て廢兩改元の實施を決定したがこれも實現には至らなかつた。¹⁾

廢兩改元は漸く民國二十三年に至つて實施せられることになつたが、これが發動は二十一年に遡つて見なければならぬ。奥地の經濟的不況並に奥地政情不安等の影響を蒙り上海に現銀が集中し、その過半は銀元であり、洋厘は六錢九分以下に暴落したるを救済せんとする應急策として同年七月政府は廢兩改元について上海の銀行錢莊筋と協議し、銀兩計算を廢止して銀元制を採用し幣制を統一すとの原則を定むることになつた。惟ふに當時の動因は洋厘の激落により銀元は鑄潰さるべく、銀元基礎の紙幣も變動を免れ難くなつたため、これが防止の方

6) 幣價としての實質價值と名稱價值との類別とは事情を異にする。
7) 國幣條例、第二條。 8) 記中央造幣廠、銀行週報、第十四卷、第十四號。
9) 吉田虎雄、支那貨幣研究、PP. 109—112。銀行週報社、廢兩改元之成功、P. 14—15。

策が應急の策として必要となつたから、廢兩改元により銀元價を引上げ併せて銀元による統一を計劃したものであつた。¹¹⁾

政府としては、既に金本位制への漸進的方策を以て世界の潮流と合一せんと定むる所ありたるはケメラー委員會 (Kemmerer Commission) 報告に徴すべきものがあつたが、内外の情勢に鑑み、先づ統一銀幣を得て、銀本位の基礎を確立せんとしたものであつた。政府は各界との折衝を経て夫々の立場は異なるも、廢兩については大體の意見の一致に趨くを見て實施の舉に出づることになつた。即ち二十二年三月八日、「銀本位幣鑄造條例」を公布し、同月十日より銀兩は上海兩七錢一分五釐を一銀元とする換算率を決定し、次で四月六日より銀兩は一切用ひざることにした。三月十日の決定においては銀元本位制を採用してはゐるが、暫定的に兩元の併用を認め、標準銀元の鑄造を待つて完全なる廢兩改元を實現せしめんとしたものを、四月六日以降銀元による一元的改革を斷行し、銀兩を用ひることは法律上無効とした。については銀兩所有者は銀本位幣鑄造條例の規定に従ひ、中央造幣廠に新標準銀元を請求するか、或は中央・中國・交通三銀行に兌換を請求せしめることにした。¹²⁾ 尙これに伴ひ上海海關も三月九日布告を發し、三月十日より海關兩を廢止し、銀本位幣を使用することになつた。因みにこれが適用は輸出税其他にして從來海關兩により徵稅せられたるものについてである。輸入税其他にして從來金單位に依り徵收せられたるもの、即ちケメラー提案の金孫に發したる海關金單位 (Customs gold unit) については從來通りの取扱ひとした。¹¹⁾

廢兩改元への重要な前提條件としての自由鑄造制度の確保についてはその前後の關聯は相互に極めて微妙で

- 10) 洋は銀元であり、厘は銀兩單位における厘位である。洋厘は銀元が規銀に對しての賣買相場をいふ。
11) 東亞同文會、支那及び滿洲の通貨と幣制改革, PP. 393—394.
12) 財政部二十二年四月五日布告。

ある。即ち自由鑄造の機能を遂行せしむるためには廢兩を實施すべく、改元斷行をなしたる以上は自由鑄造の機能を圓滑ならしめて銀元の需給を調節せしめなければならぬ。民國十年、上海造幣廠借款銀團より財政總長並に幣制局總裁に上申せし意見書中の一文にも次の如く述べてゐる。

「自由鑄造を實行せんと欲せば一の先決問題あり、即ち銀兩の廢止是なり。若し銀兩依然として存在せば即ち銀元日に市價あり、價高きに及べば必ず人々鑄造を爭ひ、價低きに至れば全廠停止すべく、自由鑄造必ず障礙難行に至る。故に自由鑄造を實行せんと欲せば、必ず銀兩の廢止を同時に併行すべく、此舉政府より中國銀行公會、中國商會、錢業公會に委託し、外國銀行公會及海關人員等を迎へて特別委員會を組織し之を討論すべし。幣廠開工以前に解決せん事を幣銀國は切望す。」¹⁵⁾

銀兩を廢除して本位を確立せざれば、洋厘の高低が右の如き阻礙事情を惹起するのである。自由鑄造の運營のためには廢兩改元が必要であるが、更に廢兩改元の實行のためには自由鑄造の機能が保持されなければならぬ。洋厘は需給關係により上下するものであつて、銀元についての需要多ければ騰貴し、供給多ければ下落する。銀元の供給にしてその需要の大小、増減に隨へば洋厘の騰落も防止し得られるのである。従て自由鑄造の實施は銀元の需要増大せば銀塊を以てする銀元への改鑄を造幣廠に要求すべく、洋厘の高騰なく、銀元の需要減少せば逆操作によつて洋厘の低落が起らないわけである。かくて銀元價格を安定せしめ、支那の統一健全通貨たらしめんと要求したものであつた。¹⁴⁾ 自由鑄造は廢兩改元の前提條件ではあるが、自由鑄造を可能ならしむるためには廢兩改元を斷行しなければならぬ性能を持つものである。

この先決條件を充ずものとしては形式的には上海中央造幣廠設立を繞つての造幣廠統一の進捗に反映せしめ得るのであり、實質的には中央政府の造幣權の統一の如何に繫つたものである。銀元の劃一性が可能となり、自由

13) 民國三年公布の國幣條例規定の一元銀幣に比し新標準銀元は量目、品位を僅かばかり低下してゐる。

14) North China Herald, April 28, 1931, P. 111.

15) 張家驥, 中華幣制史, 第四編, PP. 60—61.

鑄造による需給の調節が上海中央造幣廠の設置に期待せしめ得られる基礎的要因は中央政府の實力である。造幣權の確立は必然に各種輔幣の整理を可能とするものであり、紙幣發行權の統歸を實現し得るものである。銀、銅輔幣が十進法により一體系に改善されて貨幣統一の見地が強化されるべきは當然の要求である。輔幣整理は廢兩改元の先決問題として取上げらるべきものと見ても差支へないが、廢兩改元の實施が輔幣を整理する所以でもある。紙幣發行の混亂も國家銀行にその發行權集中が當然要請せられる。紙幣發行權の統歸は廢兩改元の先決條件として取上げられると共に廢兩改元は紙幣の整理を促進せしむるものでもある。就中廢兩改元後にあつては、市面上の通貨は銀元により統一せられるわけであつて、銀元需要の増加は紙幣發行を増加せしむべく、發行權の統歸なくば紙幣の混亂は防止されざるは豫見せられる所である。廢兩改元の動向にあつて中央銀行制度の強化を要請する所以には緊迫せるものが存在したのである。¹⁶⁾

銀元の劃一、自由鑄造の圓滑、輔幣の整理、紙幣の集中、凡ては造幣權の確保を基調とする。然も根幹の解決を経ずとも應急的措施としては枝葉の進路より前進することも必要である。民國二十二年、廢兩改元は未だ先決條件を充し得ざるままに實現されたものであつた。これが實施を奏效せしむるためには先決條件を充足せしむべき具體的存在として銀元の劃一、自由鑄造の圓滑を可能ならしむべき造幣廠の統一は齊しく取上げられたものであるが、これと共に紙幣の集中、輔幣の整理を照應せしむべき中央銀行制度への對策が重要なものとならざるを得なかつた。かくて中央造幣廠と中央銀行制度の兩側より造幣權の確立がどの程度まで期待し得られるかに廢兩改元の實施期が決定さるべきものであつたが、當時の實際においては造幣廠の側面においてその技術的可能を充し

16) 銀行週報社, 廢兩改元之成功, PP. 137—138.
17) 銀行週報社, 廢兩改元之成功, PP. 139—140.

得んとするに近接したるものあるにとどまつた。

然るに廢兩改元は實施された。それは奥地より上海への銀集中、殊に銀元の流入によつて洋厘の暴落に處して應急的措置としての意義強きものであつたが、この廢兩改元の斷行されるや、各界から呼應したことにはそれだけの理由があつたからである。銀價の救済は早晩到達せんとした金本位制乃至金爲替本位についての保有銀の金準備への置換へといふ共通の目標に副ふものであつたけれども、廢兩改元實施を直接的に奏効せしめた理由は更に制約された範圍に見出し得る。廢兩改元は全般的に要望されたものではあつたが、これが實施の時期については、見解を異にしたものであつた。統一國家の域に到達し得なかつた支那においては政治的支配の獲得にも經濟的地盤の構築にも凡そ三つの勢力の交流が伴つたものである。廢兩改元についても外國勢力の延長としての外籍銀行と、支那在來の封建勢力の名残としての舊式金融機關と新興形態を備へた新式金融機關との聯關を見て置かなければならない。

廢兩改元の歴史はこれを通觀すれば錢莊の存在と外國銀行の存在が漸進的な牽制を行つたものである。錢莊業者は洋厘の變動にその營業の對象を求めてゐたものであるから、元來廢兩には養成を瀝り勝ちであつた。又外國銀行は銀錠を保有して居り、且比較的安定性を求め得る銀兩單位を急激に廢止するを好まなかつたものである。これに反して支那側新式銀行は大體銀元を建前としてゐたものであり、從來銀元の量目、品位が混然として銀兩にその信用が及ばなかつたために廢兩改元に積極的な動きを持つてゐた。これと傾向を等しくしたものは政府の財政部であり、銀行業者の手持銀元の値上り期待と財政部の造幣益金獲得の期待とは利弊の趨く所を合一ならし

めて居り、更に財政部の公債政策は銀行業者と歩調を合致することを意圖せしめてゐたものであつた。

奥地よりの都市への銀流入が重壓となるに及んでは、錢莊業者も銀行業者も政府財政部も廢兩改元へ歩調が一致するに至つた。更にこれに拍車をかけしは上海錢莊界の最有力者、秦潤郷が從來の態度より急變して廢兩に賛成したこと等が擧げられる。この間に處してはただ外國銀行の行動が積極性を缺いたものであつたが、元來傍觀的立場のものであつたから、既述の如く銀元單位の採用へと移行することになつたものである。

願れば、廢兩改元は等しく通貨統一の要請として全般的に認められ乍ら、經過的利弊の輕重によつてこれが實現を遷延してゐた。漸く上海中央造幣廠の設立は、銀元の劃一と自由鑄造への近接を示して來た。この時期に發生した洋匯行市の低落を動機として斷行された廢兩改元は、廢兩改元としては未だ條件を全面的に具備したものでなかつたが、これを支持する底流に歩調の合一があつたこと、更に強調すれば、中央政府の統制力強化の實が擧りつつありしことである。かくて廢兩改元はその前因後果たるべき條件充足を促進するものであり。そこには必然中央銀行制度への補強が要望され、又具現されんとする機運が醸成され得るものであつたと見得るのであり、¹⁸⁾ 延いて中央政府の統制力を強靱ならしむる可能性が生成されて行くものと見得るのである。

三 票據交換所と銀行票據承兌所

民國二十二年（一九三三年）は廢兩改元の實施された年であり、その前年二十一年は匯割制度が新形態を装つた年である。同二十一年には上海銀行業同業公會聯合準備委員會が成立して居り、翌二十二年には銀行業の票據交

18) 銀行週報社，廢兩改元之成功，PP. 40—45.

換所が實現することになった。この金融機構乃至施設の補整は單に時間的に近接したる事象としてでなく、本質的に一聯の發展として見得るのである。

民國二十年九月（一九三一年）滿洲事變の勃發は翌二十一年一月には上海事變へと進展して居り、右の金融上の措置はこの事變下の緊急對策としての現れであつた。匯割制度の性格變化、上海銀行業同業公會聯合準備委員會の結成は上海事變の直接影響を蒙つての自衛手段であり、廢兩改元も亦日支紛争の影響を一因として斷行されたものと見ることが出来る。蓋し長江大水災は奧地經濟困窮化の一大原因ではあつたが、共匪擴大の奧地政情不安、更に日支の紛争は農村より都市への現銀流入を促進したものと見ることが出来るからである。

廢兩改元がこれを實施せしめ得る前提條件の充實されざるままに斷行されたものであり、然もそのことは結局中央政府の金融統制力を強化せしむる原因となつたことに留意を要したと同様に票據交換所の成立にも同様な見解が許される。當初、票據交換所は上海銀行業同業公會聯合準備委員會の一事業を母體として發生したものであつて、中央銀行制度としての決濟中樞機關は求めても得られなかつたものへの補充工作であつたが、爾後においては財政部は中央、中國、交通銀行をして票據交換所を管理せしむるに發展したのである。

支那における票據交換所の議論は民國十一年上海において發足した。爾來提議は行はれてゐたが、結局十年の遷延を経て二十一年一月二十八日の上海事變は票據交換所成立への具體的契機となつたものである。即ち事變對策として同年二月、上海銀行業同業公會聯合準備委員會が成立し、公單（一種の爲替手形）、公庫證（紙幣發行又は預用發行の保證準備とする證券）及び抵押證（納入財産を擔保とする抵當證券）の發行、拆放（一種の短期資金の融通）

19) 民國二十一年二月八日成立、三月十五日開業。

の處理の如きを任務として市面の調整に乘出したものである。聯合準備委員會は右の如く聯合準備の業務を處理並に短期貸付を行つたものであるが、更に上海市銀行業同業公會より受委して票據交換を辦理することになり、二十二年一月十日より票據交換所は正式に開業するの運びとなつた。當時未だ廢兩改元實施に至らず、從て四種の貨幣手形、即ち(一)銀元票據、(二)匯劃銀元票據、(三)銀兩票據、(四)匯劃銀兩票據が交換される建前になつてゐた。²⁰⁾ 民國二十二年(一九三三年)票據交換所の設立されし以前にあつては、上海各銀行の手形は代理清算によらざるを得なかつた。支那側新式銀行にして錢莊に依存する向のものは匯劃手形を使用し、匯劃手形は錢莊に委託されて、匯劃總會で清算されたものであり、外國銀行に依存する向のものは劃頭手形を使用し、劃頭手形はその清算の中心であつた匯豐銀行(Hongkong and Shanghai Banking corporation)に持出されて清算されたものであつた。

匯劃總會の方はいはば舊式手形交換所としての存在であり、懸案の票據交換所の設立は新式手形交換所として實現し、ここに支那側新式銀行の取扱ふ匯劃手形が票據交換所において處理されることになつたと共に支那側新式銀行の取扱ふ劃頭手形についてもこれを處理することになつた。因みに匯劃總會は後顯の如く錢莊票據交換所として現代式清算方法を採用するに進展し、支那銀行と外灘銀行間の清算の中心も廢兩改元の實施が伴つて匯豐銀行から中國銀行に移つてゐる。

今次事變が上海に波及したる民國二十六年(一九三七年)八月以降にあつては、上海の票據交換所の機能には一段階が劃された。上海銀行業同業公會聯合準備委員會に支那側新式銀行と舊式金融機關の清算重點の移行は當然

20) 小島博士、支那に於ける特殊通貨の研究、PP. 197—198.

21) 上海における外國銀行は元來、申合規則等のなきままに自ら一の組合の如き形成に至つたもので、當初は最古の麥加利銀行(Chartered Bank of India, Australia & China)が組合長格であつた。外灘銀行は上海黃浦灘

に票據交換所の業務範圍を伸張したわけである。舊式金融機關側の動向としては先きの上海事變を契機として錢業聯合準備庫が成立して居り、民國二十七年十月には銀行票據交換所に倣ひ、上海錢業同業公會の決議により、錢莊票據交換所の設立に立至つてゐる。別途において外國爲替組合銀行たる外灘銀行と支那側新式銀行の清算については中國銀行一行中心のものが聯合準備委員會より中央、中國、交通銀行への委託に進展し、更に今次の事變後にあつては中、中、交三行の西區移轉に伴ひ匯豐銀行に清算中心を置いた。もつとも二十七年末準備委員會と中、中、交三行との間に辦法を設けて三行より行員駐在の方法により受拂に従事せしめることにはなつてゐる。²²⁾

この頃の金融施設の補強工作の現れとしては民國二十五年三月に開始された票據承兌即ち手形引受についての施設も見て置かなければならぬ。²⁴⁾ 上海銀行業同業公會聯合準備委員會は商工業についての金融圓滑を圖り、銀行手形の割引流通を促進せしめん爲に上海市銀行業同業公會の決議によつて銀行票據承兌所即ち銀行手形引受所を附設する事になつた。²⁵⁾ その組織は票據承兌所の母體は聯合準備委員會であり、聯合準備委員會の委員銀行及び票據交換所加盟銀行より結成する組合であつて、その組員を所員銀行とする。この業務の進展が割引市場の新構成に期待せられし所以のものは手形の割引が直接には票據承兌所の業務ではないとしても、引受手形は市中において割引せられ、必要ある場合は聯合準備委員會に對し割引申請をなし得ることになつて居り、割引率は逐日同委員會より發表するといふ一聯の關係において割引市場の發展が囑望されたものである。

票據承兌所はかくの如くして金融梗塞狀態の緩和を企圖したる施設であり、從て支那側銀行の手形割引が促進

路 (Band) 一帯にある銀行なるにより通稱されるが正確には Foreign Bankers Association への加盟銀行をいふ。山川勇木、清國出張復命書、P. 41. 前掲、支那に於ける特殊通貨の研究、P. 180.

22) 民國二十一年十月一日正式成立。

されるわけである。それは聯合準備委員會を母體としたる機構であつて、未だ中央銀行制度の確立が割引市場の開拓を伴つて前進したものではなかつた。併し乍ら割引市場の開拓されて行くことは上海中央銀行は承兌所の引受手形についての再割引に應ずることを圓滑としたものであり、中國銀行、交通銀行も同様の舉に出づることになり、かかる側面より中央銀行制度の職能としての再割引の領域は漸次確保せられることになつた。²⁶⁾ それには聯合準備委員會なる補強機關の介入を必要とはしたが、かくて支那金融機關における不備缺陷は漸次補填調整されることになつたわけである。

以上は未だ支那側新式銀行の分野における手形割引乃至手形再割引についての補強である。更に一般商工業者の振出手形引受についての要請が加つて來るは當然であり、銀行資金と共に商工資金の疏通を健全なる割引市場において果さしめんとするわけである。換言すれば支那側舊式金融機關としての錢莊とそれに主として依存したる商工業との間の金融逼迫にも考慮を必要とするは票據承兌所の究極の目標が商工業へ對する金融調節にあるに徴して必然である。それはこの種の割引市場の一段の進展において解決に近接することは勿論であり、商工業者の利益の考慮については組織上完備したものでなく、これが修正補強に俟つべきものがある。これと共に支那經濟の特殊的性格は錢莊業者の衰退による新式金融機關への合流によるものの外に錢莊それ自體としての自衛手段を構築しつつあつた向もある。

中央銀行が發行權を獨占統歸すべきは通貨量統制には極めて重要な職分である。併し乍ら中央銀行の信用量統制の全面的擴大のためには更に銀行制度の全體から創造される信用の總量に統制が徹底しなければならぬ。

23) 前掲、支那に於ける特殊通貨の研究，P. 187, PP. 194—195.

24) 前掲、支那に於ける特殊通貨の研究，PP. 180—183.

25) 民國二十五年三月十六日正式成立（四月一日開業）。

26) 上海銀行業同業公會聯合準備委員會銀行票據承兌所章程，第二十五條一第

中央銀行の職分が、本格的に遂行されるためには發行權を集中し、國幣を統一すると共に、準備を集中し、銀行の銀行たるべきが強調される所以である。中央銀行の職責は通貨制度の全面に行亘るを要するのであつて、これがためには中央銀行の信用量統制についての重要政策たるものが割引政策 (bank rate policy) であり、公開市場政策 (open market operation) である。²⁷⁾ 中央銀行の手形割引政策は信用膨張については割引率の引上によりこれを阻止し、信用收縮については割引率の引下によりこれを疏通せしめる作用であり、中央銀行にて割引する適格手形 (eligible papers, eligible assets) についての割引率が市場金利を統制乃至支配することによつて普通銀行への資金供與の調整を行ひ得る仕組である。同時に割引政策は銀行券發行の基礎となるものであり、從て信用量統制としての操作は直接的に貨幣量統制への聯關を伴ふものである。公開市場政策も亦割引政策と別個の建前において取上げられたものでなく、經過的には割引政策への補強工作としての意義を持つ。即ち普通銀行が發達して自己資金による信用膨張の可能なるに至れば普通銀行に對する中央銀行の牽制が軟弱となるから、中央銀行は公開市場政策を以つて割引政策の補助手段となすに至つたものである。公開市場政策は信用擴大に際しては有價證券及び手形の賣出によりこれを抑制し、信用萎縮に臨みては證券類の買入によりこれを緩和せしめる作用であり、中央銀行が公開市場において有價證券及び手形の賣買操作を行ひ資金數量の調節を行ひ得る仕組である。²⁸⁾

割引政策は割引市場における割引率の引上、引下によつて統制力を確保せんとするものであり、公開市場政策は一般市場における證券及び手形の賣出、買入によつて統制力の確保を期したものであると云ひ得る。

割引政策と公開市場政策は右の如く經過的には前者の補強工作としての意義を持つものであり、割引政策にお

二十七條。

- 27) W. Y. Lin, *The New Monetary System of China*, 1936, P. 107.
28) 田中金司, 金本位制と中央銀行政策, P. 391, P. 415; W. Y. Lin, *ibid.* PP. 107-110.

いて中央銀行が割引したる手形が市場に持出さるるにおいては割引政策は既に公開市場政策へ進展するのであり公開市場における手形の取扱は特に積極的に考慮さるべきものでさへある。²⁹⁾ かくて概言すれば割引政策と公開市場政策とは前者に比し後者は積極性であり、前者に比し後者は伸縮性があり、前者に比し後者は直接性がありと云はれ、均しく中央銀行の市場統制の二大政策ではあるが、前者より後者においてより強力である。更にこの二政策の開拓分野にも若干の相違が認められ、政策実施の効果にも異論は伴ふけれども、³⁰⁾ 割引政策にしても公開市場政策にしても、これによる市場統制は國民經濟を對象としたことを明確にすべきことである。支那の中央銀行制度に即して特に國民經濟の見地に極めて緊要度を感じる所以は、支那の中央銀行制度においては所謂「銀行の銀行」として銀行の再割引銀行としての職能の確立も経ざるままに、支那國民全體としての銀行、所謂「國民の銀行」としての分野も開拓せんとして居り、それは寧ろ商業銀行的動機において一般市場に接觸し勝ちの態度であつたからして、國民經濟目的遂行の明確なる目標の確立を殊更に必要とする所であつた。

支那の中央銀行制度は通貨量統制についても、信用量統制についても未だその役割を遂行せざるものであつた。然も側面からは「無集中の集中」において「組織なき組織」によつてこれが要請を果さしめんとする動向は一應把握し得る程度の進展を示したものであるが、漸くこの時期においては中央銀行の職分遂行についての具體的な顯現を認め得るに至つた。

先進國の中央銀行制度は中央銀行本來の職分としての發行券統一及び準備の集中において國民經濟目的に向つて通貨量統制を実施するが、通貨制度の全面的統制を遂行するために銀行制度全體の機構に亘つて信用量統制を

29) 前掲、金本位制と中央銀行政策、PP. 429—441. 参照。

30) W. Y. Lin, *ibid.* PP. 111—112; J. M. Keynes, *A Treatise on Money*, 1930. Vol. II, PP. 250—252.

必要としたものである。中央銀行は一應これ等についての職分を遂行するに可能な地位を確保してゐたが、中央銀行制度の下に統制されるべき普通銀行が強大となるに従ひ中央銀行政策上の推移が現れて來たものである。それは中央銀行として終始すべき職分においても商業銀行的機能に便乗する。一度中央銀行制度を確立したる先進國にあつても、職分の複雑化は政策に慎重を要求するは必定である。況や支那の中央銀行制度においては一段の考慮を要する。³¹⁾

支那の場合、元來中央銀行としての確立なきままに推移し、中央銀行としての本格的要請高まりし頃にあつては、中央銀行の職分は多岐複雑に亘るものとなつてゐた。それは銀行の銀行として制約された領域より進出して國民の銀行として一般市場に乘出すを要するものとなつてゐた。それは支那中央銀行の確立を繞つて重荷ではあつたが、中央銀行制度についての政策そのものは先進國の經驗と技術を踏襲し得るものであり、側面的には漸進的乍ら自衛的措置としての金融施設も具體化しつつあるものがあつた。

急速にして完整せる中央銀行は確立し得ざるにしても、中央銀行の改組乃至新規の設置は新通貨制度の實施を繞つて緊要なる條件となつて來たものである。制度それ自體の確立のための先決問題には未だ解決し得ざるものが残つてはゐたが、事態は既に國民經濟的見地の確認において支那中央銀行制度實現への困難は打開され得られんの段階にまで到達しつつあつた。以上は緊急の措置を契機として中央金融機關の統制力強化への前進であつたが、以下においては金融中樞機構に飛躍的進展が起つた。前半に比し後半は金融についての中央集權が斷行されたものであるが、前者に較ぶれば後者は國家銀行の統制力は獨裁制への置換であり、強化の反面に複雑な動きを

31) 前掲、金本位制と中央銀行政策，PP. 429—430；W. Y. Lin, *ibid.* P. 107.

隨伴してゐる。

四 聯合辦事處總處の組成

民國二十四年（一九三五年）十一月三日の幣制改革斷行については樂悲兩面の觀測が伴つたものであり、殊にその本質においては外國勢力への依存性の強いものであつたことは周知の如くである。

翌二十五年（一九三六年）の十月十日（双十節）は國民革命二十五週年であつた。蔣介石は支那の經濟的進路に關して支那の經濟建設は議論の時代を過ぎて實踐の段階に到達せるを開陳したものであり、外國側又これを裏書した所であり、新幣制を繞つての動向は枝葉の問題を措き、兎に角軌道に乗つて進行を續けてゐたと見る。

然るに同年末には西安事變が惹起した。國民政府としては名實共に具備せる現代的國家建設の途は中央政府が外部的には外國勢力の羈絆を脱し得、内部的には封建的殘滓と共に金融資本的勢力を要素とする國內政權を進歩的民衆に克服せしめて到達されるものとしてゐたとすれば、西安事變による蹉跌如何は政治、經濟全面へ多大の影響を持つものであつた。

かかる通貨危機にも面接したが、ここに留意を要するは支那の準戰時體制から戰時體制への移行に伴ひ、その國防的立場における革新工作は國民經濟的見地を強調するにおいて可能とならしめた角度である。蔣政權の非常時金融政策は、（一）統制主義の遵守、（二）國家觀念の涵養³²⁾を建前としたものである。固よりこれのみを以て支那の戰時工作の全面を解明し得ないことは勿論ではあるが、ここでは右基調の下に展開されたる戰時金融政策としての

32) 劉百川，國防與金融，P. 99.

33) 民國二十四年九月對支經濟使節として渡支し、翌二十五年六月歸國に際してのリース・ロス (Sir Frederick Leith-Ross) は新幣制確立のために中央銀行の改組を提唱した。

國家銀行乃至金融中樞機關の統制強化について具體的なものの若干を取上げて置かなければならない。

新貨幣政策實施の民國二十四年三月には既に中央、中國、交通三行をして關聯一致の態度による金融統制に着手して居り、同年十一月、新貨幣政策が實施されるや中央、中國、交通銀行の發行券を所謂法幣となし、幣制改革による中央金融機關の任務は極めて重大となつた。中央金融機構の強化については國有たる上海中央銀行に改組を行ひ「中央準備銀行」となすべしとし、二年後にあつて發行獨占權を享有せしむるべしとして居り、名稱としても二十六年三月、孔祥熙財政部長の提唱せし「中央儲備銀行」を採擇したものである。³⁴⁾されば當時の推移にのみよれば幣制改革の二年後新中央儲備銀行は具體化されるべきであり、その時期は民國二十六年十一月初であつたが、その實現に至らざるままに同年七月七日、今次の支那事變が勃發したのである。要する幣制改革實施後の所謂中央銀行の職分は新貨幣政策の實體たる管理貨幣 (Managed currency, Reguliertes Geld) の基調に即應するを要すべく、對外爲替の安定のために爲替管理に重要職分がかかつて來たのである。事實、支那事變に際會して支那側の採りたる金融上の諸緊急策は當初においては一貫して對英一志二片半の爲替相場堅持に焦點を求めたものである。

民國二十六年八月、戰雲既に上海を蔽ひ、不安は益々深刻擴大化して、上海における戰端開始の翌月たる八月十四日より各交易所は立會停止となり、或は公債賣り、外貨買ひ、或は資本逃避或は換物傾向の増大となり、舊國民政府の應急對策はその必要に迫られて來た。遂に八月十五日「非常時期安定金融辦法」を公布したものであり、爾後八月二十日より「安定金融補充辦法」を實施し、通貨收縮政策の下に、爲替相場の堅持に、資本逃

34) 預金の拂戻制限であつて、所謂第一次のモラトリアムの時期である。

35) 前掲、支那に於ける特殊通貨の研究、PP. 105—131 參照。

36) かく再び預金引出制限が命ぜられたのが、所謂第二次モラトリアムの時期である。

避の阻止に、法幣防禦を講じてゐる。³⁴⁾これ第一次の預金拂戻制限令並に同業匯割制度による措置であつて、表面的には巧妙な仕組において現れたものであつたが、究局には徹底的辦法とはなり得なかつた。³⁵⁾

匯割制度においては法幣と交流せざるを建前としたものではあつたけれども、匯割と法幣との絶縁は或は脱法行為に或は合法行為によつて實際上の困難を生じ、機能の退嬰するに及び預金拂戻制限令並に匯割制度はその補強乃至改善が試みられて第二次の制限令並に新匯割制度へと進展した。それが即ち民國二十八年六月二十二日の「新安定金融辦法」の實施であり、六月二十五日の「安定市面辦法」において取上げられたものである。^{36) 37)}

匯割制度において發展した非常時金融對策は、いはば金融業者の自衛的性質の濃厚なもので消極的措置であつたが、財政部當局は積極的方策として戰時對策に乘出し資金流通上の措置を講ずるに至らざるを得なかつた。財政部は民國二十六年八月十六日中央、中國、交通、中國農民の四行の總行に聯合辦事處總處を、各地分支行所在地に聯合辦事處を設立せしめることにした。

同年八月二十六日施行の「中・中・交・農四行内地聯合貼放辦法」は財政部が政府系四銀行に命令し、先づ分支行を有する重要都市に聯合辦事處及び聯合貼放委員會を設け、農工商業手形の割引と擔保付貸付を辦理したものである。具體的には辦事處分處は重要都市に逐次組成され、又貼放分會も設立された。³⁸⁾四行辦事處總處は上海に設置されたが、漢口に遷り、更に重慶に移つてゐる。

それは信用制度の膨張となるものではあつたが、その積極性の異常に擴大せるために割引貸付の辦理は政府四行に限定して、その割引貸付は財政部の下に四行の代表により討究、處理することにし、資金統制の作用を具

37) 前掲、支那に於ける特殊通貨の研究、PP. 131—162 參照。

38) 中國金融年鑑社、中國戰時經濟志（民國三十年六月版）第三章に據れば五十二箇所に達す。

39) 因みにこの辦法は地方金融梗塞を打開してその疏通を圖るを目的としたと

尙この種の地方金融の疏通を圖るべき四行聯合の割引貸付方策がとられしと共に二十七年四月二十九日「改善地方金融機構辦法綱要」の公布を見た。この辦法の目的は地方農村資金を補整し商工業を援助して生産増加の促進を企圖するにあり、以て政府四行の内地聯合貼放委員會の機構を補助するにあつた。これが仕組は法幣、公社債及び株式其他特定品を準備として中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行の發行せる一元券及び補助券を領用即ち代理發行し得ることにおかれ、同時に銀行業務が從來の固有業務以外に追加されたのである。ここにも金融統制強化の一面を見るを得べく、更に「改善地方金融機構辦法大綱」は二十九年一月二十日公布の「縣銀行法」によつて補強されることになつた。⁴⁰⁾

いふよりは寧ろ物資の徵發を企圖したものの推測も行はれるのであり、又輸出品の生産獎勵をも含んだものともいはれた。二十九年八月七日には非常時期管理銀行暫行辦法が公布された。

40)

41) 中央，中國，交通，中國農民四銀行聯合辦事處總處組織大綱。中央，中國，

あつたが、總處主席を中心としたる機構の強化は蔣介石の金融獨裁制に發展したものととして、一段の注目に値するものであり、かくて新四聯總處の機構強化は政府四行を金融獨裁制の下に抱括することになつたわけである。⁴¹⁾⁴²⁾

以下中央金融機關の強化に關聯してこの間における對外爲替についての措置を簡略に記録して置きたい。

所謂中央銀行たるべき戰時中央金融機構による統制力強化が右の動向と併行して爲替管理において現れてゐることは當然である。これは輸入爲替の割當から輸出爲替の集中に通じて對策を講じたものである。具體的には

「中央銀行辦理外匯請核辦法」⁴³⁾を民國二十七年（一九三八年）三月十二日、財政部より電令公布した。この規定の企圖せし所は全國の金融中心を上海より奧地と西南に移轉せしめ外國爲替を管理する外、新經濟根據地を建設するの作用を具有せしめんとするものであつた。これは地域的に叙上の目的を達成せんとするのみならず、民國二十四年幣制改革布告第六條⁴⁴⁾に依る中央、中國、交通の三政府系銀行の爲替取扱を中央銀行一行のみに集中せしむることにしたものである。

この外國爲替の割當制については却つて爲替相場を著しき低落に導いて居り、それは舊國民政府の外貨缺乏の暴露に因るものであり、割當制の強化はそのままでは舊法幣に對して寧ろ危懼を増すものでもあつた。⁴⁵⁾ 政府系銀行による統制力の強化は功罪併せて進化したものであり、又技術的には補整されては行つたけれども、然もその推移の過程にあつて、爲替操作の實體が中央銀行の爲替割當より英國系銀行たる香上銀行に移行しつつあつたことも大きく留意を要する。支那の如き國情においては、爲替乃至貿易の組織的統制は頗る困難である。然るにこの實施を最も困難とする戰爭狀態において遂行しなければならなかつた理由は、支那側の見解の如何に

交通、中國農民四銀行聯合辦事處總處組織章程。

42) 十龜盛次、重慶政府の戰時金融集權政策、東亞經濟論叢、第一卷、第二號

參照。

43) 外國爲替割當についての辦法。

44) 幣制改革布告第六條、爲使法幣對外匯價、按照目前價格穩定起見、應由中

拘らず、⁴⁶⁾ 外貨の缺乏よりする壓迫と見なければならぬのである。

當初の爲替政策は輸入についての爲替統制であり、それは中央銀行の供給に制限したる統制方法によつてであつた。従て外國爲替を賣出すのみでこれが買入れがなく、輸出外國爲替を市場活動に放任して置くことは爲替相場の前途に影響大なるを免れざるべく、固より策の得たるものではなかつた。爲替賣却の統制が輸入統制に進展せしと同様に爲替買入の集中強化は輸出統制の強化を伴ひて同時に輸出統制策が推進せしめられることになつたのである。そのためには民國二十七年四月「商人運貨出口及售結外匯辦法」⁴⁷⁾を始めとして若干の條例を公布したが、これが實施においても固より一路平坦に進行を續け得たるものでなく、補整の措置を必要としたものである。ここではこれ等については省略するが、概言して舊國民政府の戰時金融對策には緊急なるものを要した。その金融對策は單なる金融、爲替工作を以てしては強力たり得ず、貿易、産業、財政の諸政策を擧げて經濟機構の全面的なる戰時體制編成へと突進したものである。それは更に經濟的から政治的性格を持つて對外策に亘つて諸問題を展開してゐる。

支那國家銀行の統制力強化は非常時對策としての緊急性に拍車づけられたものであり、従て外國勢力に對する讓歩がある。その統制力の實體には多分に問題が残つてゐるが、對内的には奧地經濟設計劃の下におけるその役割が留意さるべきであり、對外的には支那の世界に占むる特殊地位により支那はたとひ危機に遭遇すると列國が放置し得ないであらうとしてここに働きかけし支那側の態度とこれに對應する支援國の態度とは觀察上の重點と云はなければならぬ。

央、中國、交通三銀行、無限制買賣外匯。

45) 法幣之回顧與前瞻，經濟研究，第一卷，第一期，P. 30.

46) D. K. Lieu, The Sino-Japanese Currency War, Pacific Affairs, Dec. 1939. PP. 425—426.

47) 商人の貨物輸出及び外國爲替賣渡辦法。